

越前漆器購入緊急支援補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、鯖江市が越前漆器販売促進実行委員会（以下「委員会」という。）に補助して実施する、越前漆器購入緊急支援補助金に関して必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- (1) 宿泊業 一般公衆、特定の会員等に対して宿泊を提供する事業所をいう。
- (2) 飲食サービス業 主として客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品又は飲料をその場所で飲食させる事業所並びに、客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で提供又は客の求める場所に届ける事業所及び客の求める場所において、調理した飲食料品を提供する事業所をいう。
- (3) 卸売業 主として次の業務を行う事業所をいう。
 - ア 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。
 - イ 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。
 - ウ 主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など}を販売するもの。
 - エ 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く）。
 - オ 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。
- (4) 越前漆器 鯖江市で製造・加工され、越前漆器協同組合に加盟する販売部が販売する漆器をいう。

(補助事業の範囲)

第3条 委員会が実施する補助金交付事業の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける越前漆器の産業を活性化するため、国内の宿泊業・飲食サービス業・卸売業を営む事業者等が越前漆器の購入のための取組みおよび修理のための取組みとする。

(補助対象者)

第4条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国内に主たる事業所を有する宿泊業を営む事業者
 - (2) 国内に主たる事業所を有する飲食サービス業を営む事業者
 - (3) 国内に主たる事業所を有する卸売業を営む事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者は対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、購入費、修理費とする。ただし、当該経費に係る消費税額および地方消費税額は除くものとする。

(補助金の額および補助率)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、千円未満の端数が生じたときは切り捨てた額とする。また、補助対象者1件当たりの補助限度額を50万円とし、下限額を5万円とする。ただし、補助対象経費の区分は次のとおりとする。

- (1) 購入費 下限額5万円 上限額50万円
- (2) 修理費 下限額5万円 上限額20万円

(補助対象期間)

第7条 補助金交付事業の補助対象期間は、令和2年8月20日から令和3年3月19日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年8月20日から令和3年2月28日までに補助金等交付申請書（様式第1号）を越前漆器販売促進実行委員会委員長（以下、「委員長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他委員長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 委員長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 委員長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付条件)

第10条 委員長は、補助金の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業等の内容または経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、委員長の承認を受けること。

(2) 補助事業等を中止または廃止しようとする場合においては、委員長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難と認められる場合においては、速やかに委員長に報告してその指示を受けること。

2 委員長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項に掲げるもののほか必要な条件を付し、または指示することができる。

(交付決定等の通知)

第11条 委員長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付指令書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 委員長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、速やかにその旨および理由を補助金不交付決定通知書（様式第4号の2）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業等の変更等)

第12条 第10条第1項第1号に規定する承認を受けようとする者は、補助金交付変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて委員長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書（様式第6号）

(2) 収支変更予算書（様式第7号）

(3) その他委員長が必要と認める書類

2 委員長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容について審査し、承認すべきものと認めたときは、補助金交付変更承認指令書（様式第8号）により、当該承認を受けようとする者に通知するものとする。

3 第10条第1項第2号に規定する承認を受けようとする者は、補助事業等中止（廃止）届（様式第9号）を委員長に提出しなければならない。

(補助事業等の遂行)

第13条 補助事業者等は、補助事業等の遂行にあたり善良な管理者の注意をもつて行わなければならない。いやしくも補助金を他の目的に使用してはならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業精算書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) その他委員長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 委員長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 委員長は、補助金の額を確定した場合において、補助金の確定額と交付決定額とに増減が生じたときは、補助金確定通知書(様式第13号)により、その額を当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者等が、補助金の交付を受けようとするときは、請求書に補助金交付指令書の写し(補助事業等の変更があつたときは、補助金交付変更承認指令書の写し)を添えて委員長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 委員長は、補助事業者等が次の各号の一に該当するときは補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要領または補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 補助事業等の施行が不相当と認められたとき。
- (3) 前2号のほか不正の事実があると委員長が認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用する。

3 前2項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、補助金取消通知書(様式第14号)により補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 委員長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 委員長は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付の申請、決定等に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和2年8月20日から施行する。